

複合構造委員会による土木学会各賞等の候補推薦細則

平成17年12月26日 暫定

平成18年1月26日 制定

第1条 対象とする賞（部門）

土木学会功績賞，吉田賞，田中賞，国際貢献賞などのうち，本委員会が推薦依頼を受けた賞．

第2条 推薦の依頼

複合構造委員会委員長は各賞推薦受付締切りの1ヶ半月程度前までに，複合構造委員会委員・顧問に候補推薦の依頼を行なう．

第3条 推薦の方法

候補推薦を行なう委員・顧問は，各賞（部門）の推薦用紙に必要事項を記入し，候補論文および参考論文等のコピー1部を添えて指定の期日までに複合構造委員会事務局に提出する．ただし，推薦数は各賞（部門）について1件とする．自薦，他薦は問わない．

第4条 推薦選考小委員会の設置

複合構造委員会委員長は推薦選考小委員会を設置する．この小委員会は，複合構造委員会の委員長，副委員長，幹事長，幹事および委員長が特に必要と判断して委員・顧問の中から委嘱した者で構成する．

第5条 推薦選考小委員会の運営

推薦選考小委員会は，委員の半数以上の出席により成立するものとし，その小委員会委員長には複合構造委員会委員長が当たる．

第6条 推薦選考方法

- (1) 推薦は，原則として審議によって決定する．審議による決定が困難と委員長が判断した場合は，推薦選考小委員会委員により無記名投票を行い，その結果に基づいて決定する．
- (2) 推薦選考小委員会委員が候補者となった場合，当該賞（部門）の審議時には退席する．
- (3) 推薦数は，原則として各賞（部門）とも1件以下とし，多くても2件とする．

第7条 候補者決定後の手続き

決定した候補者の推薦状に修正が必要な場合には当該推薦者が修正を行い，推薦状の推薦者名を複合構造委員会委員長として，複合構造委員会事務局に提出する．また，その写しを複合構造委員会委員長と幹事長に提出する．さらに，当該年度の各賞応募要領にしたがい，候補論文等のコピーを複合構造委員会事務局に提出する．